

熊本市消防団機能別団員活動業務要綱

制定 平成26年 3月31日消防局長決裁

改正 令和 5年 4月 1日消防局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、熊本市消防団機能別団員（以下「機能別団員」という。）が活動を行うことにより、災害による被害の軽減と市民の防災に対する意識の高揚を図り、地域防災の向上に寄与することを目的とする。

(機能別団員の種類)

第1条の2 機能別団員の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 防災サポーター 消防団本部に所属し、その他資格や活動内容等は第2条以降に定める。
- (2) 災害対応団員 分団に所属し、火災等の災害活動にのみ従事する。

(機能別団員の階級)

第1条の3 機能別団員の階級は団員とする。

(資格)

第2条 防災サポーターは、次の各号のいずれの要件も満たす者でなければならない。

- (1) 熊本市内の大学等に在学する者（居住地については熊本市内外を問わない。）
- (2) 担当する役割において最低限の知識・技術を有する者

(活動内容)

第3条 防災サポーターは、次の各号に定める活動を行うものとする。

- (1) 災害時は、熊本市内の避難所において、応急救護班、通訳介護班、情報収集班、物資管理班又は物資配布班として活動を行う。
- (2) 平常時は、火災予防広報活動、応急手当の普及活動、消防出初め式及び熊本市総合防災訓練等の消防団本部が計画する訓練・研修活動を行う。

(出動)

第4条 防災サポーターは、団長の命により出動し、任務に従事するものとする。

- 2 団長は、熊本市内に避難所が開設された場合において、防災サポーターに対し、前条第1号の活動の出動を命ずるものとする。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。